

諮問日：平成29年11月2日（平成29年度（最情）諮問第60号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（最情）答申第73号）

件名：「裁判官の在り方を考える」と題した研究会の速記録等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成13年12月頃に開催された、『裁判官の在り方を考える』と題した研究会の速記録及びそのダイジェスト版」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年9月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

週刊誌の記事に記載があることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。

また、研究会が開催されたとされる平成13年12月頃から本件開示申出に至るまで相当な期間が経過しているから、本件開示申出文書に該当する文書を作成し、又は取得したか否かは、不明である。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年11月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月22日 審議
- ④ 平成30年2月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、最高裁判所において探索したものの、本件開示申出文書は見当たらず、本件開示申出文書に該当する文書を作成し、取得したか否かも不明であると説明する。本件開示申出の内容を踏まえると、研究会が開催された平成13年12月頃から15年以上が経過しており、本件開示申出文書に該当する文書が30年の保存期間を設定すべきものとは考え難いことからすれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人